

一八四〇年代前半のポーゼン州におけるユダヤ教徒
——一八四二年、一八四三年の政府調査から——

割田 聖史

序

本稿の目的は、プロイセン王国東部に位置するポーゼン州における一八四〇年代前半のユダヤ教徒の状態を、一八四二年の内務相、一八四三年の宗教・授業相によって行われた調査から明らかにしていくことである。

本稿では、マンフレート・イエーレ編の『三月前期の官僚アンケートにおけるプロイセンのユダヤ教徒およびユダヤ教徒ゲマインデ』に収録された「アンケート」を利用する。⁽¹⁾ 四巻組のこの著作は、一八四二年に内務相、一八四三年に宗教・授業相によって、プロイセン国家全域で行われた調査全体を収録したものである。

ハーゲン (W. W. Hagen) やケムレイン (Sophia Kemlein) といったポーゼン州のユダヤ教徒を扱った従来の研究者たちは、このアンケートには着目してこなかった。⁽²⁾ しかし、ポーゼン州に限定せず、プロイセン国家全体で見た場合、この調査結果は、既に同時代から注目されていた。⁽³⁾

そこで本稿は、ポーゼン州のユダヤ教徒に関する研究史において、いまだ充分利用されていないこの「アンケート」に着目し、一八四〇年代前半のポーゼン州のユダヤ教徒の状態を検討する。このことには研究史上で一定の意義を見出せるだろう。

なお、この調査は、県官僚からの視点で描かれており、その意味でユダヤ教徒自身の言葉をほとんど含んでいないという限界がある。しかし、県官僚のユダヤ教徒、ユダヤ教徒共同体に関する認識（「像」⁽⁴⁾）を理解する上では非常に興味深いものとなりえる。

ここで、ポーゼン州について触れておきたい。

ポーゼン州は、一八一五年に成立した。ポーゼン州となった地域は、主に一七九三年の第二回ポーランド分割でプロイセンに編入された地域の一部であった。ナポレオン期には、プロイセンから離れ、ワルシャワ公国の一部を形成した。⁽⁵⁾その後、一八一五年にウィーン会議により、ポーゼン州が定められた。この経緯から分かるように、ポーゼン州は、ポーランド語を話す住民が多く居住し、研究史上ではドイツ人とポーランド人の「民族問題」の中心地として扱われている。一八一六年時点において、ポーゼン州の人口は、全体で七九万人、うちカトリック教徒約五二万人、プロテスタント二二万人、ユダヤ教徒約五万人であった。一八三〇年には、全体で約九九万人、うちカトリック教徒六一万人、プロテスタント三一万人、ユダヤ教徒七万人であった。一八四五年時点では、全体で一三三万人、うちカトリック教徒八五万人、プロテスタント四〇万人、ユダヤ教徒八万人であった。⁽⁶⁾ユダヤ教徒はポーゼン州の人口のおよそ一割を占めたといえよう。

第一章 一八三三年六月一日の「ポーゼン大公国のユダヤ教徒制度に関する暫定規定」

一八四〇年代前半のポーゼン州におけるユダヤ教徒の法的地位を規定していたのは、一八三三年六月一日の「ポーゼン大公国のユダヤ教徒制度に関する暫定的規定」(Vorläufige Verordnung wegen Judenwesens in Großherzogthum Posen)⁽⁷⁾(以下、「暫定規程」と略)であった。ここではまず、この「暫定規定」について、その意義を確認しておきたい⁽⁸⁾。

この暫定規定は全三〇条からなっている。その内容は、新たなゲマインデ体制(§§1-8)、学校・宗教授業に関する規定(§§9-13)、いわゆる帰化(Naturalisation)に適切なユダヤ教徒への特許の付与(§§16-20)。帰化されたものは許容されたユダヤ教徒の権利関係について(§§21-28)と大きく分類できる⁽⁹⁾。

まず、ゲマインデの構成に関して、それぞれの地域のユダヤ教徒共同体(Judenschaft)は、シナゴークを中心とした宗教共同体と規定され、社団(Korporation)としての権利を付与された。ユダヤ教徒はその社団に属することとされた(§1, §3)。

社団の権限は、信徒の内部諸関係と社団事項として割り当てられていることに限定され、他の事項には及ばない(§2)。社団の運営に関しては、土地を所有するか、自立的に職業を営むなど、経済的に自立した者で、なおかつ品行方正な(unscholtener)者が票決権を持つとされ(§4)、その中で一定数の代表を選出し、その代表が行政官吏を選出し(§5)、県の監督の下、彼らがユダヤ教徒社団の行政を担うとされた。代表と行政官吏の権利と義務は、一八三一年三月一七日の修正都市条令における参事会と市議会の権利と義務に関する規定と同様とされた(§7)。社団

の財政は、県の監視の下にあり、その承認なしに、負債・土地売買・課税などが行えない。また、社団は県に会計報告を行い、必要ならば県は社団行政を指導することとされていた (§87)。

ここで設立された社団は、かつてのキリスト教国家の枠外の存在という位置付けではなく、政府が財政面（そして教育）で直接介入していくべき存在としてとらえられている。

教育に関しては、九歳から一四歳までの男児・女兒は通学義務があり、その義務を果たせることが社団の義務とされ、児童への財政的な援助も含めて配慮することとされた (§9)。学校は、キリスト教徒学校と並んで、ユダヤ教徒の学校も認められた。このユダヤ教徒学校は、一定の教育計画に基づいて国家の承認を必要とし、当局に承認された資格を持つユダヤ教徒教師が置かれることとされた。家庭教師は例外的に許可された (§10)。ユダヤ教徒の児童には特別な宗教授業も認められたが、その教師は国家の教職免許を保持していることとされた (§11)。ユダヤ教徒学校での授業語はドイツ語とされた (§12)。学校教育を修了したユダヤ教徒児童に対して、進学であれば、何らかの職業であれば、その後の進路について、父親や保護者がその責任を負うべきであるが、それができない場合は社団が配慮することとされた (§13)。

「暫定規定」における教育に関する内容は、世俗教育、女子教育、ドイツ語での教育を含むものであり、「一九世紀初めまでのポーランド・ユダヤ人社会で行われていた教育とはまったく異なるもの」であり、ユダヤ教徒は「ゲルマニ化」を余儀なくされていたと評価される。¹⁰⁾

次に、帰化ユダヤ教徒についてである。社団が形成された後、県と社団の代表は、適切なユダヤ教徒の家長や個人の帰化について検討する (§16)。帰化の条件は、(1) 生活態度における完全な品行方正さ、(2) 公共の事柄、意

思表明、計算などにおけるドイツ語能力。(3) 特定の家系 (§17) を前提に、さらに以下が証明されねばならなかった。(1) 一八一五年六月一日以来継続的な居住地をポーゼン州に持っていること。もしくは、その後の居住を国家の書面による承認を得ること。(2) ①学問や芸術に従事し、その収入で生活できている。②土地を所有し、自身で耕作することで生計を立てている。③都市においては、堅実な職業に従事している。④都市においては、少なくとも二〇〇ターラーの価値のある土地を負債なく、自身で所有している。⑤少なくとも五〇〇〇ターラーの自身の資本所有がある。⑥愛国的行いにより、国家に特別な功績がある (§18)。これらを証明できれば、暫定的な帰化特許 (Naturalisations = Patent) が与えられた (§19)。

帰化ユダヤ教徒は、居住の自由、職業の自由が与えられ、土地取得も可能とされたと同時に、キリスト教徒と同じ義務を果たすこととされた。しかし、国家官吏と参事会指導者の地位、郡議会、コムーン議会、州議会の議員に就くことはできず、また、騎士領を獲得した場合でも、所領と結びついた特権を行使することできないという制限があった。さらに、他州への移転も内相の許可が必要とされた (§20)。

他方で、帰化に適さないユダヤ教徒は、非帰化ユダヤ教徒とされ、まず社団の行政官吏によって登録された (§21, 22, 23)。それでも証明できないものは、外国人とされた (§24)。登録された非帰化ユダヤ教徒は「許容されたユダヤ教徒」とされ、以下のような制限が加えられた。(a) 二四歳以前の婚姻は認められない。(b) 居住地は都市にのみ許可される。ただし、ユダヤ街区に制限されることはない。しかし、都市市民権を獲得することはできない。(c) 営業権のある商売からは排除される。居酒屋業は、県の査定により個別に許可される。行商は無条件に禁止される。他のすべての許可された営業の従事は許容される。(d) 農村では、非帰化ユダヤ教徒は、以下の場合のみ居住を許

可される。農地を獲得するか耕作し、それを経営している場合、もしくは、奉公人 (Dienstbote) として土地所有者に仕えるか、火酒製造者やビール醸造者などとして、農業的営業の一部に従事している場合である。農村での居酒屋の営業は禁止される。(e) キリスト者の徒弟 (Jehrling)、職人 (Geselle)、召使の受け入れは許可されない。また、貸付業にも制限が加えられた (225)。そして、非帰化ユダヤ教徒は、規定された資格を証明できれば、帰化特許を得ることができるとされた (228)。

この規定の特徴は、ユダヤ教徒ゲマインデを社団化し、国家の掌中に収めたことである。これによって、ユダヤ教徒社団の財政を監視することが目的とされていたのである。さらに、ユダヤ教徒の同権は、帰化と非帰化とユダヤ教徒を区分して初めて実現されるとしたことも特徴である。他方で、この規定では、ユダヤ教の祭祀については触れられていない。

この規定の導入により、ポーゼン県では七五、ブロンベルク県では四九の社団が設立されることとなった。¹¹⁾

第二章 一八四二年の内相の調査

一、一八四二年の内相の調査

一八四二年四月一日付で、内相・警察相ロホウ (Gustav von Rochow, 1792-1847) から、全県庁及びベルリン警察長官宛に、「ユダヤ教徒の諸関係に関する調査報告要請」が発せられた。¹²⁾

まず、この調査要請の意図が示されている。一八四一年二月一三日の国王の指令に基づいて、プロイセン国家におけるユダヤ教徒制度の一般規定の立法に関する議論を開始することとなる。その前に、「諸地域におけるユダヤ臣

民の実際の状況の正確な調査」と「資料の作成」を州の官僚に委任するというのがこの調査の目的であった。

次に、ユダヤ教徒制度の一般規定作成のために、従来の審議で問題となっていた対象が示された。

まず、地域ごとにユダヤ教徒に関する法律状態が異なっていることである。この時点で、相異なる法律が通用する以下の主要な四つの地域があった。

一、(一八二二年)当時の君主国には、一八二二年三月二一日の勅令(「解放勅令」)

二、かつてのヴェストファーレン王国、ベルク大公国、かつてのハンザ同盟に属する地域には、外国立法。これらには、一八三〇年八月八日の内閣令により、それらの立法が暫定的に適用されている。

三、ライン左岸地域には、フランス立法。すなわち皇帝勅令

四、ポージェン大公国には、一八三三年六月の暫定規定

このほかにさらに、異なる立法が適用されている地域があった。⁽¹³⁾そして、これらの地域では、ユダヤ教祭祀、所帯の設置、結婚、住居移転、土地の取得と賃貸借、営業・商業、軍役、契約能力、裁判の証人としての信用性、といった対象に関して、それぞれ独自の相異なる規範を含んでいた。

そのため、このような状況を概観し、評価するためには、権利状況を一覧する必要がある。そして、この一覧に基づいて、ユダヤ教徒制度に関する既存の規定をどの程度改革し、どの範囲まで実施しうるかを判断することとなる。その際、改革の程度は三つが想定される。①プロイセン国家全体(ポージェン州を除く)の全般的改革の原則の適用、②新しいもしくは再獲得された諸州にのみ統一立法を適用させる、③すべての個別体制を最終的に修正し、その調整に限定する、の三つである。改革の程度に関しては、ドイツ連邦規約第一六条の規定に従って、従来の権利を縮小

する形となつてはならない、とした。

国王は、ユダヤ教徒の市民的諸関係、国家における彼らの地位の将来の規定に関して、以下のような意図を持つていた。「ユダヤ教徒の社团的諸関係 (corporative Verhältnisse) を確立し、拡大すること。ユダヤ教徒は、地域ごとにユダヤ教徒共同体 (Judenschaft) に統合される」。この諸関係に関しては、ポーゼン州の「暫定規定」がモデルとされた。そのため、各県の県庁は、それらの地域のローカルな諸関係が国王が命じた制度にどの程度適合するかを判断するよう求められた。さらに個別的には、第一にユダヤ教徒の移動・通行、第二にユダヤ教徒の居酒屋の営業に関する報告が求められた。

まず、ユダヤ教徒のブロイセン国内における自由通行である。この件に関して、現在の体制は、無制限の自由から忠実な個人に対してのみの認可といった非常に異なる段階が生じており、この状態を改善しなければならなかった。また、その際に、

ある場所におけるユダヤ教徒の蓄積は、ユダヤ教徒の状態の周知の異常や (Anomalie) のために、優遇されることはない。さまざまな地域におけるユダヤ住民の不均等は懸念が示される。そのような措置の直接の結果もまた、特にヴェストファーレンのような地域のようにさまざまな範疇のユダヤ教徒が隣り合つて居住したり、ザクセンのように従来ユダヤ教徒が非常に少なかったところでは、キリスト教徒に少なからず誤解や不満を引き起こすこととなる。

という「原則」が考慮されるべきとされた。他方で、移住の全般的な拒否という選択肢は、自由身分のユダヤ教徒にとって決定的に不利となるため、選択肢としてありえないとされた。

そのため、中間である「制限付の自由通行」が提案された。つまり、ユダヤ教徒が現在の居住地から移住する場合、その居住の承認は、国家官僚や州政府、居住するであろうコミュニティによる許可が必要であるとしたのである。ただし、ユダヤ教徒の農村への居住は、一部の例外はあるものの、基本的には許可されないとした。⁽¹⁵⁾

県庁は、自身の地域におけるこれらの諸提案の起こりうる結果について、見解を述べるよう命じられた。

第二点であるユダヤ教徒による酒場の営業に関しては、農村での酒場の営業が有害であると明らかにされてきたため、農村での酒場の営業からのユダヤ教徒を排除することが提案された。しかし、営業の認可は、国家官僚の許可によるため、特別な法律は必要ではない、とされた。そして、現在ユダヤ教徒が営業する酒場の概観に関して、県庁は報告を求められた。

以上の件は、プロイセン国家全体の諸県が共通で報告しなければならない課題である。このほかに、①フランクフルト県、マリエンヴェルダー県、②ダンツィヒ市、③ライン州、④ジーゲン侯領、⑤プロイセン一般ラント法、一八二二年の「解放勅令」、一八三〇年八月八日の内閣令が適用されていない地域、に関して、それぞれ個別に生じている問題についての調査が依頼された。ここでは、ポーゼン州に関係しないため省略する。

この調査要請では、プロイセン国家全体におけるユダヤ教徒規定を明確には予定していないが、法体系が地域ごとに異なる現状についての深い焦りが示されている。そこで、当時の最新の規定であったポーゼン州の「暫定規定」をモデルにして将来の規定が想定されることとなった。ポーゼン州にとっては、この調査は、「暫定規定」施行後約一〇年の現状の総括となることとなる。また、当時のプロイセン国家において、ユダヤ教徒の自由通行と居酒屋営業が問題となっていたことが確認できる。報告要請への回答は、県単位でなされた。

二、ポージェン州の回答

ポージェン州の回答は、県知事ポイルマン (Carl Moritz von Beumann, 1802-1870) によって、一八四二年八月二日付で行われた。⁽¹⁶⁾

まず、この報告要請の主目的であるユダヤ教徒の市民的諸関係およびユダヤ教徒団体の組織に関して、ポージェン州では一八三三年六月一日の「暫定規定」に統合されていることが確認される。ただし、社団規定の策定などといった重要な点に関して、「暫定規定」や一八三四年一月一日の州長官令では規定されていないことが指摘された。

まず、ポージェン州におけるユダヤ教徒の市民的諸関係に関する諸問題が示された。

第一に、ポージェン州で特徴的とされたのは、軍事義務の免除のためのいわゆる「徴兵税」である。この税のポージェン州での徴収額は、九九九一ライヒスターラーにも及んでいる。

次に、「暫定規定」発布以前のポージェン州におけるユダヤ教徒の市民的状态に関しては、州の再占領以前と以来形成された諸関係が詳述されている一八二六年八月一九日付のかつての州長官バウマン (Johann Friedrich Theodor von Baumann) 発内相宛の報告が参照されるべきであることが指摘された。

第三に、ユダヤ教徒の祭祀諸関係であるが、ポージェン州には特別な有機的な規定はなされなかった。ラビの選出に関しては、一八三九年一月二一日の内閣令、結婚と婚姻予告に関しては、一八三六年三月二九日の内閣令が重要である。

そして、県内のユダヤ教徒の状態に関して、「暫定規定」後の数字が示された。ユダヤ教徒は、一八三二年に四万八四四五人であったが、一八四二年六月に五万三八〇六人となり、五三六一人、およそ一〇%の増加が見て取れる。

州のユダヤ教徒の法的状況について以上のように概観された。

その上で、ユダヤ教徒の完全な市民的解放を達成するための方向性は以下の二つがあるとされた。第一は「ユダヤ教徒のナショナルな独自性を警察的諸制限により一般的福祉にとって無害なものとするか」、第二は「それを場合によっては完全に除去するか」である。第一の方向は、「数世紀の経験より無駄であることが明らか」である。第二の方向は、ユダヤ教徒に課されたすべての諸制限をできるだけ廃止し、法的にキリスト教徒と完全に同一とすることで、実際の差別をなくすということである。しかし、ユダヤ教徒が多く居住する国家においては、ユダヤ教徒がその「ナショナルな独自性」によって認識されることとなり、結果として、それ以前の制限を再び導入することとなってきた。この顕著な事例がかつてのワルシャワ公国である。ワルシャワ公国では、完全な市民的同権を一旦保証したが、その後徐々にかつての状態に戻っていった。さらに、ユダヤ教徒にかつて存在しなかった「徴兵税」という「負担 (Onus)」を現在までユダヤ教徒に残すこととなったのである。

また、一八三三年の「暫定規定」によって国家の監督が入るようになって以来、ユダヤ共同体が信奉する精神や彼らの宗教的状态についての認識によって、ユダヤ教徒住民が全体として、宗教的・道徳的荒廃という極めて悲劇的な状態にあることが明らかになってきた。確かに、「暫定規定」はユダヤ教徒に市民的名誉感情、国家や国王への愛着をもたらした。しかし、教家族程度しかから構成されないようなユダヤ教徒ゲマインデに複雑かつ市民的ゲマインデとの類推から導かれた形式に基づいた体制が適合しないこともあった。「少なくとも、新しい体制が宗教的状态を向上させることはなかった」のである (S185)。

このような状況を受けて、「将来の立法は、ユダヤ教徒を、特に宗教的共同体してのみみなし、市民的諸関係から

有機的に排除された住民部分としてみなさない。それにしたがって、ユダヤ教徒を市民的共同体の類推に従って組織するのではなく、祭祀や宗教的教育の諸関係を整理することを目的とする社団的団体に統一しなければならない。そのため、合理的な上級指導をできるだけ可能にし、国家の最上の目的にユダヤ教徒の独自の協働を利用できるようにしなければならない」と全体の原則を提案した。

このような原則を基に、I. 市民的諸関係、II. 祭祀関係、III. ユダヤ教徒のゲマインデ組織について、個別に提案されている。

内容は以下のように概観できる。I. 市民的諸関係は、A. ユダヤ教徒の一般的市民的諸関係、B. 諸制限と大別され、Bの中に、一. 営業、二. 農村での定住、三. 自由通行、四. 軍事義務、五. 公務員への就任、六. シュテンデの権利および騎士領と結びついた名誉市民権の行使、七. 証人宣誓、八. 結婚、九. 旅券義務、といった項目がある。II. 祭祀関係は、A. 共同体の義務、ラビの諸関係として、現状が説明される。そして、B. 改革提案がなされている。III. 共同体組織は、A. 教育、代表、共同体の監視、B. 特別の諸関係と区分され、Bに一. 規約、二. 社団の税金、三. 移住による社団団体の脱退、四. 学校制度といった項目が置かれている。

「I. 市民的諸関係」において、「A. ユダヤ教徒の一般的市民的諸関係」では、「暫定規定」下におけるユダヤ教徒の法的状態が概観される。そして、「B. 諸制限」において改革提案が示される。諸提案の共通点は、まず、「暫定規定」の第一階級（帰化ユダヤ教徒）と第二階級（非帰化ユダヤ教徒）というユダヤ教徒の区分を維持するということである。次に、この区分のうち、第一階級にはキリスト教徒市民とのほぼ完全な同権を指示し、第二階級には「暫定規定」の諸制限を保持するという提案となっている（一、二、五、七、八。なお、六はユダヤ教徒に認められな

い)。たとえば、居酒屋営業については、第二階級のユダヤ教徒は完全に排除されるべきとしている。

ただし、例外もあり、「一・営業」では、非帰化ユダヤ教徒はキリスト教徒の徒弟、職人、奉公人を受け入れることはできないとした「暫定規定」の二五条eの廃止を求めている。なぜならば、この制限は、ユダヤ教徒の営業をその職業活動において妨げ、ユダヤ教徒の手工業営業への欲求を減少させる。そして、それは、「ユダヤ教徒の中のキリスト教的文明の広がりをも必然的に妨げることとなる」と理由付けられている(S.191)。

また、「三・自由通行」に関しては、「この州の利益のために」、ユダヤ教徒の自由通行の制限を廃止することが望まれた。帰化ユダヤ教徒だけが旧諸州への移住許可を得ることができるといふ現状は、共同体の裕福な構成員がいなくなり、貧困階級だけが取り残されることとなるためである。そこで、「一つの同じ国家の臣民」としての第二階級のユダヤ教徒が、他の州において「単にユダヤ教徒であるために、少なくとも不利にならないよう扱われる」(S.192)べきであるとし、来るべき規定では、第一階級のユダヤ教徒が無制限の通行の自由はいうまでもなく、第二階級のユダヤ教徒の移住を認めるべきとした。

「四・軍事義務」では、一般軍事義務の国家のユダヤ教徒臣民への拡大は、慣習教育におけるユダヤ住民の道徳を上昇・促進し、その国民的独自性をできるだけ抹消し、さらにユダヤ教徒が名誉ある同権の構成部分として民衆の思考の中で認識されるようにするために、「最も必要で有効な手段」(S.192)であることとらえられている。そのため、全ユダヤ教徒に軍事義務を課すべきと提案した。その際、自発的な軍事義務への参加は、信仰深いユダヤ教徒にとって、その宗教的義務の違反となるため、むしろ国家による強制が必要であると理屈付けられている。

つまり、州の経済活動にとって有利に働く事項や国家の市民的平等性に不可欠とされるものに関しては、ユダヤ教

徒も階級の区別はされなかったといえよう。

「II. 祭祀関係」の「A. 共同体の義務」では、ユダヤ教徒共同体に対する県当局の認識が示されている。ユダヤ教徒は、その国家の喪失以来、外的、宗教・祭祀に関する諸関係を喪失した。そのために、過去の記憶を重視し、伝承の収集、タルムードの解釈・注釈に拘泥するなど、内的な活性化がユダヤ教徒の唯一の手段であった。その結果、進歩から自ら締め出されていった。そのため、その共同体内部では、伝承の語り部であり、実用の場での法を規定するラビの権威が増していったのである。ただし、ラビは聖職や精神的指導者といったものではなく、祭祀を理解するユダヤ教徒家長もその資格があるようなものにならないと認識されている。また、ユダヤ教徒ゲマインデの編成は、共通の祈祷のための集まる家長が少ないところでは、従来の宗教的原則に従って、慣習的にのみゲマインデは構成されているにすぎないと考えられる。また、特別な宗教教師がいなかったところでは、若者の宗教教育は家長の務めとされている。

報告では、ユダヤ共同体は、極めて狭い世界の中で、伝統に固執し、教育も必ずしも適切に行われていない、とその現状がとらえられている。そのため、「B. 改革提案」では、ユダヤ教徒の内部の結合の緩和を通じて、内部での抑圧を除去することが改革の方向性とされた。さらに、県内のさまざまなユダヤ教徒共同体からの提案に基づいて、州ユダヤ教徒長老会 (Provinzial Consistrium) 、ラビ・宗教教育者・カントルの養成セミナーの設立などが提案された。

「III. 共同体組織」の「A. 教育、代表、共同体の監視」では、ユダヤ教徒ゲマインデの組織に関して、ユダヤ宗教ゲマインデは、国家の承認によってのみ構成され、新しいシナゴグや会堂が設立できるということが基本原則と

されるべきと提案された。

資産関係に関しては、ユダヤ教徒ゲマインデは、社団的権利が与えられ、政府の監視の下に置かれる。そして、祭祀、祭祀官吏、宗教授業の監視は、結果的にユダヤ長老会を宗教相のコントロールの下でなされることとなる。

ゲマインデの内部体制に関しては、市民的ゲマインデの類推と宗教的ゲマインデに必要でない形式は避けられるべきとされている。そこで、構成員二〇人以上の大きなゲマインデと小さなゲマインデを区別し、前者にはゲマインデ集会の代わりに、代表集会 (eine Repräsentanten Versammlung) を設置する。この代表集会と小ゲマインデのゲマインデ集会の権限は、①予算の執行、②税金の承認、③土地の売買の承認、④負債の発行、⑤ゲマインデ会計の債務免除、に限定されるとした。このあとに、個別の課題が検討された。

ここでは、ユダヤ教徒ゲマインデを、宗教的なものと限定した上で、国家の監視の下に置くことが提案されているのである。

ポーゼン県の報告は全体として、「暫定規定」下では、社団としての政治的権利を与えられているユダヤ教徒共同体を、「政治的なもの」としてではなく、「宗教的なもの」に限定してのみ再編すべきであると主張している。その上で、国家の監視は強化されるとしている。さらに、ユダヤ教徒個々人には、基本的にキリスト教徒との同権・同義務が課されるべきとしているといえるだろう。

三、ブロンブルク県の回答

ブロンブルク県の回答は、一八四三年七月二五日付で、県知事シュライニッツ (Alexander von Schlenitz) によってなされた。⁽¹⁷⁾

まず、ポーゼン州の回答と同様に、ユダヤ教徒の諸関係（ユダヤ教徒の祭祀の実行、所帯の設置、婚姻、居住地移転、土地の獲得と賃貸借、営業と商業、軍事義務、契約能力、証人としての信頼性）について、一八三三年六月一日の「暫定規定」が多くのことを規定しているという認識を示した。その上で、ユダヤ教徒に個々の地域の個別法を考慮して、同権を与えることは望ましいことであるとした。

そのため、国王はユダヤ教徒の市民的諸関係の将来の規定に際して、ユダヤ教徒内部に社团的諸関係を設立し、「暫定規定」をモデルとする意図を示した。これに対して、ブロンベルク県の回答は、「暫定規定」の結果を「この県におけるユダヤ教徒の社団への隔離は、（中略）特別な成功をもたらさなかった」と評価し、「単なるシナゴグ団体（Synagogen-Verbände）のみがこの目的を達する」（S.260）とした。「暫定規定」では、社団の形成が必要とされたが、それはユダヤ教徒が抱える負債の解消のためであった。しかし、負債に関する必要性は一時的なものであったため、プロイセン国家の全ユダヤ教徒の社団の形成は必要ないとした。それは、社団体制によって、ユダヤ教徒は、他の住民からますます孤立し、全体ではなく個別利益を追求するようになったという結果をもたらしたためである。そこで、ブロンベルク県は、社団の廃止を支持したのである。

自由通行に関しては、国王は「制限付の自由通行」を意図していた。これに対して、ブロンベルク県の報告によれば、自由通行は社団の解体を導くとした。自由通行が許可された場合、貧しいポーゼン州から富裕な旧諸州への移動が予測されるのであるが、その際、いたるところで迎えられる裕福なユダヤ教徒は州を離れ、他方で他の場所で職を見出す貧しいものは残される。このため、個々の社団は時とともに貧しい構成員のみとなる、と考えているためである。

また、ブロンベルク県は、ユダヤ教徒が全体として農村への居住が禁止されることを支持しないとした。これは一八二二年三月一日の「解放勅令」が想定していない制限となるためである。そこで、職業や商業に従事するユダヤ教徒には農村への滞在を拒否し、居住を望む者には許可するべきとした。これによって、ユダヤ教徒が農民との商売で儲け、農民は経済的に没落するというしばしば述べられる悪状況は避けられる。「暫定規定」以来、農村でのユダヤ教徒による酒場は少なからず増加しており、またユダヤ教徒は主にポーランド・ナシヨナリティの住民が属す場所に多く居住し、彼らの営業が農村住民の道德だけでなく、財産にも有害である。さらに、一八三五年二月七日の法律では、この状況の改善を望むことはできない。そのため、農村におけるユダヤ教徒の酒場の営業の完全な排除が望ましいとされた。

ブロンベルク県の報告は、ユダヤ教徒の社团編成そのものに反対し、「シナゴグ団体」として社团編成をとらないキリスト教の教区と同様な空間的まとまりを構想している。

個別の調査項目では、自由通行に関しては、第二身分を含めた自由通行を許容するべきとしている。また、農村の居住に関しては、営業目的のものは排除され、居住目的は許可すべきとした。

第三章 一八四三年の宗教・授業・医療相の調査

一、一八四三年の宗教・授業・医療相の調査

宗教・授業・医療相アイヒホルン (Johann Albrecht Friedrich von Eichhorn, 1779-1856) の調査要請は、一八四三年三月八日付で、各県知事に送られた。⁽⁸⁾

この調査の目的は、以下のように示されている。

まず、ユダヤ教徒の市民的地位に関する一八一二年三月一日の勅令（「解放勅令」）の際に、祭祀・学校事項を具体的に規定する必要性が認識されるようになったが、その後も個別規定や行政的措施によって不完全しか満たされてこなかった。いま君主国全体で、ユダヤ教徒の祭祀・学校制度を包括的に規定するべきである。その際、国王は、ユダヤ教徒の独自の提案を特に考慮する意図を持っている。その準備のために、君主国のさまざまな地域におけるユダヤ教徒の祭祀・学校制度の現在の実際の状況を認識することが必要である、とされた。

そのために、一八項目の質問がなされた。⁽¹⁹⁾ 個別地域のユダヤ教徒の数 (1)、祭祀・学校規定の有無 (2)、ユダヤ学校の有無 (3)、ゲマインデの権利・構成員・代表者について (4)、ラビについて (5)、ゲマインデ資産管理について (10-11)、刑罰について (12)、ドイツ語、キリスト教文化の浸透について (13)、教師・生徒について (14-16)、ユダヤ教徒とキリスト教の関係 (17-18) についての質問がなされている。以下では、これらの個別質問の回答については触れず、回答の前に置かれているそれぞれの県におけるユダヤ教徒の祭祀・学校に対する認識について確認していく。

二、ポーゼン県の回答

ポーゼン県の回答は、一八四四年一月一六日付で県知事ポイルマンによってなされた。⁽²⁰⁾

質問に対する回答の前に、ポーゼン州のユダヤ教徒の現在の慣習的な宗教的状态に関する概要が示された。

ユダヤ教徒の慣習・宗教的な状態の評価に際して、一方では、その理念的存在、つまり原則的明確さ、他方で、全体に属する個人の全体の性格的特徴としての実際存在という二つの側面からユダヤ教徒を考察するとした。

まず、「實際的存在」としての側面のユダヤ教徒の考察では、「恐ろしいまでの道徳的墮落」、「感情の荒廃」、「眞の自尊心の欠如、可笑しい言葉と行動、恥知らずさ（な言動）、しつこさ」などが挙げられる。これは、ユダヤ教徒の道徳上の欠陥だけではなく、彼らが何十年もの間あった切迫した状況から生じているものであるとする。

他方で、ユダヤ教の信仰にも現状の原因が求められる。ユダヤ教徒の宗教的信仰は、言葉を話し始める子ども時代から絶え間なく、日々刻み込まれる以下の二つの教えに基づいているとする。

「聞け、イスラエルよ。我らの神、主は唯一の主である」（モーセ五書五卷（申命記）、四一四）
「モーセはわれらに教えを授け

ヤコブの会衆の受け継ぐべきものとした」（モーセ五書五卷（申命記）、三三四）（S:833）

これにしたがって、ユダヤ教徒の信仰は、主はモーセを通じてユダヤの民に律法を授け、その実行が神の意思を満足させ、ユダヤの民はその期待に応えるであろう、ということになる。ユダヤ・ネイションが政治的独立していた時には、律法は口頭伝承や民衆の慣習、そして国制の中に生きており、預言者や賢者、司祭などの権威によってその直接性が保たれていた。そのため、民族的発展が可能であった。これに対し、ユダヤ国家の崩壊の後はその結集が失われ、バビロン捕囚以後は神聖な本の言葉ではない民衆の言葉でさえ話し言葉としては滅び、その知識のために特別な研究が必要となる死んだ言語となった。そのため、神の意思を理解するために、律法の研究が宗教的義務になったのである。

今日のラビ的ユダヤ教徒は、ミシュナを神の啓示として書かれたモーセの法を完全に同一視することで、タルムードを宗教的な事柄では無条件に拘束される規範として認識している。そして、神の啓示が口伝律法でその説明と補足

がなされると認識する限り、ゲマラーは法の理解と決疑論的適用に関するゆるぎない権威となる。

それゆえに、ユダヤ教の全宗教生活は、法の研究とその解釈により、そしてその決疑論的解釈や適用により完全に吸収される。教義が非常に単純で、ドグマの形成や争いの余地はないため、教義の論争はラビ的ユダヤ教徒にはありえない。

この結果、律法研究と決疑論的解釈がラビを信仰するユダヤ教徒のほぼ全精神活動を、それが外の仕事に向かない程度にまで要求するので、その実際的結果として、内的道徳の欺瞞 (Umwahrheit) が生じる。それはますます増し、律法の圧力が今日のユダヤ人にいっそう煩わしいものとなり、信仰を弱めている。同時に、ユダヤ教の信仰は、個人の内的な道徳教育を無視し、自立や信念の内面性には十分な価値が置かれなかったため、心の荒廃へと通じてるのであるとした。

ポーゼン県の報告は、ユダヤ教徒はその原則に関してさらに独特である、とする。それは、「個人に関する意義における律法の内的な無差別性」、そして、「宗教的信仰とナシヨナリテイの同一化」にあるととらえていることによる (S. 837)。

一点目の律法の無差別性とは、全ての法は神の意思の表現であり、すべての決定は神の言葉を含んでいる。その違反は神への不服従である。そこでは人間の内面は考慮されない。そのため、「ユダヤ教徒には、道徳的不自由性の烙印が押されぬ」 (S. 837)。

二点目のユダヤ教徒における宗教的信仰とナシヨナリテイの同一化とは、ユダヤ民衆の彼らの国民的独自性への固執を意味する。ユダヤ教徒にとって、宗教的信仰はナシヨナリテイを含み、ナシヨナリテイは宗教的信仰を含んでい

るのである。

たしかに、ヘブライ語の知識や書き記された精神的・慣習的獲得物がユダヤ教徒から失われてしまっている。さらに、通用語 (Umgangssprache) としての近代語の受け入れによって、そして、ユダヤ教徒の市民的・社会的隔離の緩和により、本質的なユダヤ教徒の思考や感じ方が必然的に別のものになった。そして特に、近代の学問との接触・関与が、宗教的信仰と国民的發展を同一視するグループを破壊することとなった。

しかし、ユダヤ教徒のナショナルな独自性が一旦除去されたとしても、ナショナルリティによってユダヤ教徒の宗教的信仰と不可分に結びついている民族共同体 (Stammgemeinschaft) が残るため、ユダヤ教徒は、民族的な宗教としての特質は失うことではないのであるとした。

そのために、ユダヤ住民をキリスト教的道徳と宗教性に次第に参加させ、それによって国家共同体の利益や努力に完全に参加させる・できるために、外部からの影響によってユダヤ教徒の脱国民化 (Entnationalisierung) がなされるべきである、と主張された。

プロイセン国家において、ポージェン州ほど、住民、特に都市住民においてユダヤ教徒が重要な構成部分を占めているところはない。いくつかの都市では、ユダヤ教徒は住民の多数を占めているだけでなく、商業や工業を特に手中にしており、また、手工業は、以前の制限が廃止されて以来その数をかなり増している。その際、ユダヤ教徒が知識や活動でキリスト教徒の企業家に比べて平均的に決定的に上回っていることは否定できない。その意味で、ポージェン州において、プロイセン国家は間違いなく大きな獲得物を得た。「もしユダヤ住民がドイツ的教養と道徳の蓄積を獲得できるならば、強力なドイツ的市民層が欠けているこの州において、それらを成長させ、それにより州の政治的狀態

に本質的に変化するように作用しうるだろう」(S.840)。

これに対して、ポーゼン州におけるユダヤ教徒の道徳的・宗教的状态に関しては、全般的に、プロイセン国家の他州に比べて著しく遅れている。

国家は従来、ポーゼン州のユダヤ教徒の祭祀事項の監視について関心を持たなかった。一八三三年六月一日の「暫定規定」は、財産管理とその他のゲマインデ団体の事項に関してのみゲマインデを代表する社団行政指導部と代表を置いた。そして、社団行政は国家監視の下に置かれるようになったのに対して、祭祀事項・宗教授業は完全に無視された。

民衆教育を含め、宗教・道徳教育への介入は非常に重要である。宗教・道徳教育の最初の芽は家庭でなされるが、主婦と母親の義務が精神的・道徳的に荒廃した人間によってはなされえない。このことが、この州のユダヤ教徒の悲劇的状况につながっており、当局が介入すべき点である。そして、ポーゼン県のユダヤ住民は、不利な制限さえなければ、「近代ドイツ的教育と道徳」に近付くだろうとした。

そして、以下の見解が表明された。第一に、ユダヤ臣民を国家全住民の負担ではなく、有用な部分とする。第二に、民衆の全体状況に宗教的・道徳的荒廃をもたらす悪影響を減少させる。第三に、ユダヤ教徒をキリスト教徒との市民的同権に関して全体的に不利なく達することができるまでの道徳的段階に上昇させる。以上の三点が国家の目的である。これらを達成するために、国家の側から、ユダヤ教徒の脱国民化への首尾一貫して断固として行動しなければならぬ。しかし、宗教的・道徳的状态と密接に結びついている国民的特性の除去によって解決するのではなく、「ポジティブに作り直され、更新された、ユダヤ教徒へのキリスト教的・国民的な国民生活から生命力のある教育に

よって行われる」(S.843)とされた。

ポーゼン県の回答においては、ユダヤ教の信仰の特徴を、「律法の内的無差別性」、「信仰とナショナル리티の同一化」ととらえている。第一の点からユダヤ教徒の精神的不自由さ、二点目からユダヤ共同体の強固さが強調されることとなる。この精神的に不自由なユダヤ教徒を啓蒙し、キリスト教的市民社会へ参入させるためには、ユダヤ教徒の「脱国民化」が求められたのである。

三、ブロンベルク県の回答

ブロンベルク県の回答は、一八四三年九月一五日付で、県知事シュライニッツによってなされた。²¹⁾ブロンベルク県におけるユダヤ教徒諸関係の秩序は、ポーゼン大公国のユダヤ教徒制度に関する一八三三年六月一日の「暫定規定」に基づいている。一八一二年三月一日の「解放勅令」の三九条がユダヤ教徒に祭祀と学校制度の規定を留保しているならば、学校制度に関して、われわれの州に関して必要な規定は「暫定規定」により与えられている。「暫定規定」は、祭祀に関しては、結婚の様式についてのみ、「解放勅令」の規定を繰り返している。ユダヤ教徒の学校制度に関しては、ユダヤ教徒子弟に学校授業に関する一八二四年五月二四日の内閣回状以来、絶えずわれわれの福利の対象であり、「暫定規定」により大幅な発展をした。その結果、一八三三年以前と現在の学校の状態を比べると、「喜ぶべき成果」が生じているため、この州の学校制度に関する規定の変更は必要ないとした。

祭祀制度に関しては、現在のラビは、独自の祭祀官吏ではなく、本質的な活動もない。これらのラビは、たいてい無教養で、タルムードやモーセ五書を表面的に知っているに過ぎず、いたるところで進歩に反対している。確かに、進歩と敬神の衰退とともに影響力がなくなり、名声とともにその生計をなくしていくため、ラビの抵抗は当然である。

古いタイプのラビは、ユダヤ教徒の真の需要に対応する立法によって容易に排除される。彼らは、いたるところで一時的な接触しかないからである。その機能、つまり律法学者や法解釈者、は、いたるところで緊急に望まれている説教者によって果たされる。また、全体に影響を及ぼす地位に品行方正で試験された人物を配置するという国家の配慮は、ユダヤ教徒共同体の多数によって、最高の感謝を示されている、とした。

ブロンベルク県の回答は、「暫定規定」によって導入された学校制度の成果を高く評価し、当面の改変は不要としている。祭祀制度に関しては、現状のラビは不要とし、国家が適切な人物を配置するということを支持している。全体として、教育・祭祀に関して、国家の監視・介入を支持しているのである。

結論

以上、一八四二年の内相、一八四三年の宗教・教育相のアンケートから、当時のポーゼン州のユダヤ教徒の状況を見てきた。

一八四〇年代前半のポーゼン州のユダヤ教徒の法的状態を規定していたのは、一八三三年六月一日の「暫定規定」である。この規定の特徴は、ユダヤ教徒ゲマインデを社団化し、国家の掌中に収め、その財政を監視することを目的としていた。さらに、ユダヤ教徒は、帰化ユダヤ教徒と非帰化ユダヤ教徒に区分された。

この時期プロイセン国家全体において、ユダヤ教徒に関する規定は、地域ごとに異なっていた。一八四〇年代は、この状態の克服が目指された時期であり、両アンケートはそのための準備作業と位置付けられる。

一八四二年の内相のユダヤ教徒の市民的諸関係に関する調査要請では、法体系が地域ごとに異なる現状についての

深い焦りが示され、市民的諸関係に関しては、ポーゼン州の「暫定規定」をモデルにして将来の規定が想定されることとされた。ポーゼン州にとっては、この調査は、事実上「暫定規定」施行約一〇年の総括となった。

その結果、「暫定規定」下では、社団としての政治的権利を与えられているユダヤ教徒共同体に関して、ポーゼン県の報告は、「政治的なもの」としてではなく、「宗教的なもの」としてのみ再編すべきとし、ブロンベルク県の報告は、ユダヤ教徒の社団編成そのものに反対している。この意味で、「暫定規定」でのユダヤ教徒共同体の社団的編成という構想は事実上否定されているといえるだろう。ただし、双方とも国家の監視の強化は支持している。

そして、ユダヤ教徒個人には、基本的にキリスト教徒との同権・同義務が課されるべきといえるだろう。個別的には、自由通行は非帰化ユダヤ教徒も含めて許容されるとしており、またポーゼン県の報告では、軍事義務もキリスト教徒と同様に負うべきとされた。

一八四三年の宗教・教育相の調査要請の目的は、プロイセンの各地域におけるユダヤ教徒の祭祀・学校制度の現在の実際状況を認識することであった。ポーゼン州では、「暫定規定」によって導入された学校・教育制度の評価を含むこととなる。他方、「暫定規定」は、祭祀事項に関する規定はなく、また、報告ではユダヤ信仰に対する見解も示されている。

ブロンベルク県の回答は、「暫定規定」によって導入された学校制度の成果を高く評価している。ポーゼン県の回答においては、ユダヤ教徒の道徳的な「荒廃」を救うためには教育が必要であるとされた。この「荒廃」は、ユダヤ教の信仰の特徴である「律法による内的無差別性」から生じたこととらえている。さらに、第二の特徴である「信仰とナショナル리티の同一化」からは、ユダヤ共同体の強固さが生じているとされた。そのため、ユダヤ教徒の「脱国民

化」が求められたのである。

「序」で述べたように、研究史上におけるポーツェン州の最大の特徴は、ドイツ人とポーランド人の対立という形で現れる民族問題である。しかし、このユダヤ教徒に関する調査の回答においては、ポーランド人についてはまったくいうほど触れられていない。ユダヤ教徒は、「ドイツ的な教育と道徳」を通じて、キリスト教徒と同権を得るといふ道筋が示されている。これが、ユダヤ教徒の「脱国民化」であり、同時に生じる「プロイセン国民化」である。

一八四〇年代のプロイセン国家は、国家を統一的な法領域とすることで、一体の臣民を作り出そうとした時期である。ユダヤ教徒に展望された「プロイセン国民」の「姿」は、ドイツ的教養・道徳、そして経済的自立を可能とする財産を持つということが前提とされている。これらこそが、「プロイセン国民」であることに課された前提であった。本稿で扱ったユダヤ教徒に関する調査は、「プロイセン国民」として「ふさわしくない」集団を扱うことで、あるべき「プロイセン国民」の姿を逆照射することになったといえよう。

〈注〉

- (1) Jehle, Manfred (Hg.), *Die Juden und jüdischen Gemeinden Preussens im amtlichen Enquêtes des Vormärz* (München, 1998).
- (2) Hagen, W. W., *Germans, Poles, and Jews. The Nationality Conflict in the Prussian East, 1722-1914* (Chicago/London, 1980); Kemlein, Sophia, *Die Posener Juden 1815-1848. Entwicklungsprozesse unter preussischer Herrschaft* (Hamburg, 1997).
- (3) Jehle, Manfred, *Die Enquêtes der preussische Regierung zu den Verhältnissen der Juden und jüdischen Gemeinden, 1842-1845*, in: Jehle (Hg.), S. LXXIX-LXXXVI.
- (4) Strauss, Herbert A., *Bilder von Juden und vom Judentum in der Entwicklung der Gesetzgebung Preussens im Vormärz*, in:

Jehle (Hg.).

- (5) Streiter, Karl Henk, *Die nationalen Beziehungen im Großherzogtum Posen 1815–1848* (Bern/ Frankfurt am Main/New York, 1986), S. 6–11.
- (6) Bergmann, Eugen von, *Zur Geschichte der Entwicklung deutscher polnischer und jüdischer Bevölkerung in der Provinz Posen* (Tübingen, 1883), S. 242–247. 一八一六年の数字に関しては Kemlein, S. 58, Tabelle 2.
- (7) GS 1833, S. 66–72.
- (8) 拙稿「ポーゼン州のユダヤ教徒の法的地位（一八一五―一八四五）に関する一考察―ポーゼン州議会における議論と一八三三年の暫定規定から」『キリスト教文化研究所研究年報・民族と宗教』四三号（二〇一〇年三月）、一二八頁において、暫定規定の発布日が「六月一日」となっているが、「六月一日」の誤りである。記して訂正したい。
- (9) 他は、兵役 (§14)、外国のユダヤ教徒との結婚の際の持参金として五〇〇ライヒスタラーまでという規定 (§15)。外国ユダヤ教徒の移動に関する規定 (§30)。規定の詳細のために更なる指示が県政府と警察に与えられるという確認 (§29) である。
- (10) 長沼宗昭「ポーゼン大公国のユダヤ人について」『桜文論叢』七〇巻（二〇〇八年一月）、二九頁。
- (11) Kemlein, S. 109.
- (12) Jehle (Hg.), Teil 1, Nr. 1, S. 3–10.
- (13) かつてのワルシャワ公国地域：かつてのクルム郡、ミヒェラウ郡、トルン市と地域、シエルマイゼル (Stadt Schermeisel) (マリエンブルク県とフランフクルト県)、ザクセン公国。ラウジッツ地域、ヘンネベルク地域 (メルゼブルク県、フランクフルト県、リーグニッツ県) を含む。
エルフルト市とその周辺 (エルフルト県)
かつてのナッサウ、フランクフルト大公国地域 (コブレントツ県、アルンスベルク県)

かつてのヴェストファーレン公国、ウィッテンシュタイン伯領（アルンスベルク県）ノイフォアボンメルン（シュトラウスラント県）

- (14) ドイツ連邦規約第一六条は、以下の通り。「ユダヤ教徒は、王国ですでに彼らに容認されている諸権利における市民的状態の一般的に一致する改革まで、そのままに留められる。」

- (15) ただし、一八三三年六月一日の規定、一八〇八年三月二七日の勅令、一八三六年九月二〇日の内閣令にしたがって、以下が例外とされた。一、ユダヤ教徒が騎士領を得た場合。二、ユダヤ教徒のゲジンデで耕作するために農地を購入した場合。三、公共の設備の証明に基づいた大臣の認可を得た場合。

- (16) Jehle (Hg.), Teil 1, Nr. 30, S. 177-204. なお付表は、Nr. 31, S. 205-218.

- (17) Jehle (Hg.), Teil 1, Nr. 38, S. 259-262.

- (18) Jehle (Hg.), Teil 2, Nr. 80, S. 551-553.

- (19) 具体的な質問事項は以下の通り。

一、それぞれの県やそれに属する個々の地域に何人のユダヤ教徒が住んでいるか。

二、ユダヤ教の祭祀や学校制度に関してどのような法的規定があるか。(略)

三、国家官僚の知識や意思のあるシンナゴークや礼拝に使われるユダヤ学校はどのような場所にあるか。(略)

四、実際のコルボラツィオン権を所有したユダヤ教徒団体はあるか。それはどの程度か。もしくは、それが許容された個人の権利か、許容された宗教共同体の権利のみを持っているのか。

五、ゲマインデの構成員の条件はどのようなものか。それがいかに獲得され、失われたのか。すべての構成員はゲマインデ事項に関して完全な投票権を持っているか。

六、祭祀事項に関して、ゲマインデがいかに代表されるか。外部に対して代表者のみか代表者会議 (Vorsteher-Collegien) によってか、そのほかに後者に対して代表する特別な代表によるのか。誰によって、いかに、どの程度の期間選出さ

れ、どのような機能と権限があるのか。

七、どのようなゲマインデにラビがいるのか。ラビはいかに選出され、承認され、解任されるのか。誰によって、どのような方法で支払われ、どのような機能を持ち、長に対してどのような勤務的關係にあるのか。

八、上級ラビはいるのか、ラビとはどのように違うのか。

九、シナゴグがないところでラビ以外に祭祀に關係するのはどのような人か。彼らはいかに、誰によって、どの期間選出され、いかに支払われ、解任されるのか。

一〇、ゲマインデ資産はどこにあるか。とくに病人や貧民福祉や埋葬に関する特別な基金などはあるか。誰が管理するか。

一一、祭祀の費用や特別なゲマインデ費用や負担が担われているのか。その際、資産管理では、国家官吏の監視や介入はあるか。

一二、ゲマインデやその長は、個々の構成員に対して刑罰権を行使するか、どのような方法で。罰則は適用されるのか、誰によって。誰がゲマインデや祭祀事項の刑罰を決めるのか。(略)

一三、礼拝の際にドイツ語は使用されているか、どの程度か。説教では、キリスト教会での子どもの堅信礼を模範にした受容がゲマインデで行われているか。キリスト教の儀式や慣習の模倣に関して、祭祀官吏の衣装では、何が注目されるか。

一四、誰がユダヤ教徒の子どもに宗教授業を行うのか、誰の監視の下に。

一五、就学義務のあるユダヤ教徒の子どもはこの地域にどれくらいいるのか。

一六、彼らは、個人学校か承認された公共学校かであれ、キリスト教徒の学校か、特別なユダヤ教徒の学校に通っているか。そこに置かれた教師は誰によって選ばれ、監視されるか。彼らは国家管理によって承認され、共同体の義務を負っているか。

一七、市民的共同体は、ユダヤ教徒の公的學校に寄与するか、法的義務があるのかないのか。
一八、ユダヤ教徒は、キリスト教徒の學校や教會、教区の維持に寄与するか。どのような権利に基づいて、この寄与義務があるのか。

- (20) Jehle (Hg.), Teil 3, Nr. 118, S. 829-866. なお付表は、Nr. 119, S. 867-921.
(21) Jehle (Hg.), Teil 3, Nr. 120, S. 922-929. なお付表は、Nr. 121, S. 922-945.